

**第3章 実施計画**  
**(障害者総合支援法に基づく障害福祉計画)**  
**(児童福祉法に基づく障害児福祉計画)**



## 第1節 実施計画の法的位置付け等(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

### 1 計画の法的位置付け

障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」は、本市では「第3期室蘭市障がい者支援計画（令和3年度～令和8年度）」の実実施計画として位置づけ「第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）」として推進してきましたが、令和5年度で計画期間が終了することから、「第7期障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を策定します。

なお、本計画は、障害児通所支援等の障がい児に関する計画も含めて策定することから、児童福祉法に基づく「第3期障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」としても位置付け、両計画をあわせ「第3期室蘭市障がい者支援計画」の実実施計画（第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画、以下これらを「第7期等」という。）として推進していきます。

### 2 計画の達成状況の点検及び評価

「第7期等」における数値目標や障害福祉サービス等の見込量の達成状況については、定期的に調査、分析、評価を行い、その結果に基づいて、計画の達成に必要な施策を講じるよう努めるものとします。

### 3 計画の期間及び見直し時期等

「第7期等」の計画期間は、国の基本指針に即して、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、法制度や基本方針などの変更、または、計画の定期的な評価等の結果、必要があると判断される場合は、計画期間中であっても、必要な見直しを行うものとします。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第3期 室蘭市障がい者 支援計画	基本計画（障害者基本法に基づく障害者計画）					
	実施計画（障害者総合支援法に基づく障害福祉計画）					
	<第6期計画>			<第7期計画>		
	実施計画（児童福祉法に基づく障害児福祉計画）					
	<第2期計画>			<第3期計画>		

### 4 関係機関との連携

「第7期等」における数値目標や障害福祉サービス等の見込量の確保のため、各障害者団体、障害福祉サービス提供事業者、保健・医療・教育・雇用機関等から構成される地域自立支援協議会や、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとの連携強化に努めます。

## 第2節 令和8年度の数値目標等の設定について

### 用語の説明

<b>施設入所者の地域生活への移行</b>	
入所施設	施設に入所する人に、入浴・排せつ・食事などの介護支援を行う施設です。 (重度の障がいがある人が利用します。)
地域生活への移行	障害者支援施設などに入所している人が、グループホーム、一般住宅などを利用して暮らしたいと望む地域で生活することです。
<b>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b>	
地域包括ケアシステム	障がい者や高齢者、子どもを含む地域のすべての住民のかかわりによって、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。
<b>地域生活支援の充実</b>	
地域生活支援拠点等	入所施設や精神科病院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制を整備して行われる「相談」「一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会・場」「ショートステイによる緊急時受け入れ体制」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」などの地域生活支援の機能をさらに強化するために、市町村内または圏域内にそれらの機能を集約し、グループホームなどに付加した拠点のこと。 または、前述の機能を地域における複数の機関が分担して担う体制のことです。
強度行動障害	自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことです。
<b>福祉施設から一般就労への移行等</b>	
福祉施設	主に日中活動を行う施設（生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）など）のことです。
一般就労	一般の事業所（企業や官公庁など）で働くことです。
<b>障害児支援の提供体制の整備等</b>	
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービスです。
重症心身障がい児	重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している状態のことです。
児童発達支援	就学前の障がい児に対して日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適應など、身体や精神の状況などに応じ、適切で効果的な指導や訓練を提供するサービスです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に受け、学校教育と併せた自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを提供するサービスです。
<b>相談支援体制の充実・強化等</b>	
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う機関です。
<b>障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</b>	
障害者総合支援給付審査支払システム	給付費の支払及び審査をより効果的・効率的に実施できるよう、国民健康保険団体連合会に障害福祉サービス等の給付費の支払及び審査について委託し、ネットワーク回線を利用して一連の手続きを行うシステムです。

## 1 施設入所者の地域生活への移行

現在、施設に入所している人で、地域での生活を希望する人や受け入れ体制を整備することにより、地域での生活が可能となる人等、令和8年度末の施設入所者の「地域移行者数」と「減少数」の目標値を設定します。

本市の令和4年度末時点の施設入所者数は155人となっており、令和6年度から令和8年度までの数値目標については、令和4年度末時点の入所者数155人から10人が地域生活への移行をすることを目指し、施設入所者数の減少見込みは12人とします。

### (1) 目標値

施設入所者の地域生活への移行	
令和4年度末時点の施設入所者数（A）	155人
令和8年度末時点の施設入所者数（B）	143人
地域生活移行者数	10人（6.5%）
施設入所者の減少見込み（A－B）	12人（7.7%）

（注）施設利用者の減少見込数は、地域生活移行者に新規入所や地域生活移行以外の退所等の増減を加味した数値です。

### (2) 目標の推進

地域移行先となるグループホームや、居宅生活を支援する訪問系サービスや日中活動系サービスの充実のための支援、地域の障がい者理解の促進に努めます。

#### <国の基本指針>

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減。

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるように、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の構築の推進を目指します。

### (1) 目標

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の積極的な活用

### (2) 目標の推進

本市においては、令和元年度より精神障害に関する専門的知見を有する『室蘭市相談支援センターらん』を基幹相談支援センターとして設置し、地域自立支援協議会においても、精神障がいの地域移行等の各種課題に対応すべく、精神障害に関連する専門部会である精神部会を立ち上げ、保健、医療及び福祉関係者との事例検討や意見交換を通して、重層的な支援体制の構築を推進し、精神病床からの地域移行につなげています。

第6期等計画から引き続き、協議の場となる精神部会は年2回以上の開催を目指し、積極的に活用していきます。関係者の参加については、保健、医療、福祉、介護だけでなく、当事者及び家族等の出席を可能として、関係者ごとに1名以上の出席を基本とします。

また、協議の場における目標設定及び評価については、年度ごとにそれぞれ1回実施することを目標とします。

#### <国の基本指針>

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とする。
- 令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指す。
- 精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%、1年時点91.0%以上とする。

### 3 地域生活支援の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」への必要な支援や、施設・精神科病院等から地域生活への移行等を見据え、障がい者や家族が地域で安心して生活するための切れ目のない支援を行うために、地域生活支援拠点等が有する、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の機能についてさらに充実を図っていきます。

強度行動障害は、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こり、特別に配慮された支援が必要になっている状態であることから、障害福祉サービス事業所では受入が困難な場合や、同居する家族にとって介護負担がかかっていることが想定されることから、その状況や支援ニーズの把握を行い、支援体制の整備を図る必要があります。

#### (1) 目標値

地域生活支援の充実
地域生活支援拠点等の確保及びその機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討
強度行動障がいのある人の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

#### (2) 目標の推進

本市では、2か所ある基幹相談支援センターを中心に令和元年度より地域生活支援拠点等の整備を行っています。

この体制維持を図るとともに、「親亡き後」を見据えたグループホーム整備等のハード施策の継続した実施に努めていくほか、専門的な人材の育成・確保や、相談支援事業所等との連携によって地域移行・定着支援体制の強化を図る等のソフト施策についても、今後の支援に対するニーズを捉えながら展開し、拠点機能の確保を行っていきます。

拠点機能の充実のため、地域自立支援協議会の専門部会である「生活部会」を活用した拠点機能の運用状況を検証及び検討について、第6期等計画から引き続き年1回以上実施します。

また、近隣市町の社会資源把握やコーディネート機能も重要であることから、西胆振圏域内の地域生活支援拠点等と連携も引き続き、強化していきます。

強度行動障がいのある人の支援体制の整備については、精神障害に関連する専門部会である精神部会や、相談支援体制強化の専門部会である相談部会を中心に、既存の機能を活用しながら支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めていきます。

#### <国の基本指針>

- 令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人が利用する福祉施設から一般就労への移行を推進するための目標値を設定するとともに、職場への就労定着を進めていきます。

本市における令和3年度中の福祉施設から一般就労への移行者数は10人となっていることから、令和8年度中の目標値は1.28倍（13人）とします。就労サービスごとの目標値は、就労移行支援事業における一般就労への移行者は令和3年度実績4人の1.31倍（6人）、就労継続支援A型事業における一般就労への移行者は令和3年度実績1人の1.29倍（2人）、就労継続支援B型事業における一般就労への移行者は令和3年度実績5人の1.28倍（7人）とします。

また、就労移行支援事業の利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を5割以上、就労定着支援事業における令和3年度末利用実績3人の1.41倍（5人）とするとともに、就労定着率が7割以上となる事業所の割合を2割5分以上となるようにします。

### (1) 目標値

福祉施設から一般就労への移行	
令和8年度の一般就労移行者数	13人
令和8年度の就労移行支援事業における一般就労移行者数	6人
令和8年度の就労継続支援A型における一般就労移行者数	2人
令和8年度の就労継続支援B型における一般就労移行者数	7人
就労移行支援事業所のうち利用終了者に占める一般就労への移行者が5割以上の事業所	1か所
令和8年度の就労定着支援事業利用者	5人
就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所	1か所

(注) ここで言う福祉施設とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 を提供する施設です。

### (2) 目標の推進

就労支援事業所や相談支援事業所との連携により、利用者の意向を踏まえた就労相談等の支援を行うとともに、地元企業等に対する障害への理解や雇用に関する制度周知等を通じて障がい者の雇用の促進を図っていきます。

#### <国の基本指針>

- 令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者の目標値について、令和3年度移行実績の1.28倍以上を基本とする（就労移行支援事業は令和3年度実績の1.31倍以上、就労継続支援A型事業は令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業は令和3年度実績の1.28倍以上）。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。
- 就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度末実績の1.41倍以上とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上となる事業所の割合を2割5分以上とする。



## 5 障害児支援の提供体制の整備等

障がい児及びその家族に対する支援については、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要となります。

### (1) 目標

障害児支援の提供体制の整備等
児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築
保育所等訪問支援等を活用した障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の継続確保
医療的ケア児等コーディネーターを中核とした医療的ケア児支援のための協議の推進

### (2) 目標の推進

本市では、国の基本指針で目標としている「児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置」、「保育所等訪問支援を利用できる体制を全市町村で構築」、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」、「保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置」「医療的ケア児等コーディネーターの配置」を既に達成しています。

今後も、市内事業者や圏域内の他市町等と連携し、限られた社会資源の中で支援体制を維持するとともに、地域療育ネットワーク会議や地域自立支援協議会の専門部会である子ども部会等の既存の機能を活用しながら、支援体制の構築を推進します。

#### <国の基本指針>

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
- 令和8年度末までに各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進する。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- 令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置する。
- 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

本市では、地域の相談支援体制強化のため、個別事例における専門的な指導や助言やサービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援を行っていきます。

### (1) 目標

相談支援体制の充実・強化等
地域の相談支援体制の強化
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の実施

### (2) 目標の推進

地域自立支援協議会の専門部会である相談部会での事例検討を通じた地域の相談支援事業者への年2回の指導・助言及び基幹相談支援センターが実施する年1回の人材育成に係る研修について、第6期等計画から引き続き行うことを目標とし、相談支援体制の強化を図ります。

また、現在、地域自立支援協議会の各専門部会で実施している個別事例の検討を通じて、地域の課題を捉え、より良い支援体制の整備に努めます。

#### <国の基本指針>

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスが多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者総合支援法の基本理念を念頭にその目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

本市は、障害者総合支援法の具体的内容を正しく理解するための取組を行い、適切なサービス提供が行われているのか検証を行っていきます。

また、障害者総合支援給付審査支払等システムを活用し、請求の過誤の減少に努め、審査結果を活用して障害福祉サービスの質の向上に取り組んでいきます。

### (1) 目標

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
障害者総合支援給付審査支払等システム審査結果の共有

### (2) 目標の推進

第6期等計画から引き続き、北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に職員を参加させ、スキルアップを図ります。

また、障害者総合支援給付審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有し、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

#### <国の基本指針>

- 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

## 第3節 障害福祉サービス等の実施について

### 用語の説明

#### ○ 障害福祉サービスについて

日中活動系サービス（施設などを利用し、主に昼間に提供されるサービス）	
療 養 介 護	医療を必要とし常時介護が必要な人に、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生 活 介 護	常に介護が必要な人に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人に、理学療法、作業療法などのリハビリテーションや生活に関する相談、助言などを行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいや精神障がいのある人に、入浴や排せつ、食事などに関する生活全般にわたる訓練や生活に関する相談、助言などを行います。
就 労 移 行 支 援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援（A型）	一般企業で雇用されることが困難な人に、雇用契約を結び、働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業で雇用されることが困難で、雇用契約を結ぶことも困難な人に、働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行います。
就 労 定 着 支 援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、就労に伴う生活面の課題について、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
就 労 選 択 支 援	障がいのある人が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
短 期 入 所 <ショートステイ>	居宅において介護する人が病気の場合などに、施設で短期間、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
居住系サービス（施設などにおいて、主に夜間や休日に提供されるサービス）	
共 同 生 活 援 助 <グループホーム>	地域で共同生活を行う住居において、利用者の相談支援やニーズに応じた入浴・食事など、日常生活上の援助・介護を行います。
自立訓練（宿泊型）	利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な支援、訓練などを行います。
施 設 入 所 支 援	施設に入所する人に、入浴・排せつ・食事などの介護支援を行います。 （障がい程度が重い人が利用します。）
自 立 生 活 援 助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人が、一般住宅へ移行した場合等に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
訪問系サービス（主に自宅において提供されるサービス）	
居 宅 介 護	居宅において入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
重 度 訪 問 介 護	重度肢体不自由者などの常時介護が必要な人に、居宅における入浴や排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
行 動 援 護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する常時介護が必要な人に、外出時における移動中の介護などを行います。
重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	常時介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に行います。
同 行 援 護	視覚障害により、移動が著しく困難な人に、外出時に同行し、必要な情報を提供するなど、移動の援護を行います。

相談支援（障害福祉サービス等利用計画作成、地域生活への移行や定着を支援するサービス）	
計画相談支援	利用者と面接などによるアセスメントを行い、利用者の状況に合わせたサービス等利用計画面を作成して、介護給付費等を支給決定します。 また、支給決定時のサービス利用計画や支給決定後のモニタリング等を併せて行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に対して、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

### ○ 障害児通所支援等について

障害児通所支援（障がい児を対象に主に昼間に提供されるサービス）	
児童発達支援	障がい児の日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適応など、身体や精神の状況などに応じ、適切で効果的な指導や訓練を提供します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に受け、学校教育と併せた自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを提供します。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等を利用するために外出することが困難な重度の障がい児等の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導等を提供します。
障害児相談支援等（障害児支援利用計画の作成など）	
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
医療的ケア児支援コーディネーター	医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑にうけることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の調整を行う人材のことです。

○ 地域生活支援事業について

地域生活支援事業（地域の特性や利用者の状況に応じて自治体の創意工夫により実施する事業）	
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が地域で社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民への障がい者の理解を深めるための研修・啓発等を通じ、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	<p>【障害者相談支援事業】</p> 障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービス利用などの支援を行うとともに、虐待の防止と早期発見のための関係機関との連絡調整や障がいのある人の権利擁護のために必要な支援などを行います。
	<p>【基幹相談支援センター】</p> 地域における相談支援体制の強化のため、各関係機関との連携調整などの中核的存在としての役割を担います。
	<p>【相談支援機能強化事業】</p> 相談支援に特に必要な能力を有する専門的職員を配置して、相談支援機能の強化を図ります。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい又は精神障がいのある人に、申し立てに要する経費や後見人の報酬を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とします。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある場合に、障がいのある人との意思疎通を支援する手話通訳者・要約筆記者等の派遣の実施及び手話通訳者設置事業を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、自立生活支援用具等を給付又は貸与することなどにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な技術の習得者を養成し、障害により意思疎通を図ることに支障がある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。
地域活動支援センター事業	地域の実情に応じて、障がいのある人が通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供を受け、社会参加の促進などを行う事業です。
日常生活支援	<p>【訪問入浴サービス事業】</p> 地域での身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持や心身機能の維持など、福祉の増進を図ります。
	<p>【生活訓練等事業】</p> 障がいのある人に日常生活上必要となるさまざまな訓練や指導を行います。
	<p>【日中一時支援事業】</p> 障がいのある人の日中活動の場の提供、見守り等の支援を行います。
社会参加支援	<p>【点字・声の広報等発行事業】</p> 文字による情報入手が困難な障がいのある人に、点訳や音訳などの方法により、広報紙や視覚障害にかかわる情報の提供、地域生活を行う上で必要度の高い情報などを定期的に提供します。
	<p>【奉仕員養成事業】</p> 点訳や要約などに必要な技術等を習得した奉仕員の養成研修を行います。

## 1 日中活動系サービス

## &lt;各サービスの見込量&gt;

サービス種別	単位	R6	R7	R8
療 養 介 護	人/月	18	18	18
生 活 介 護	人/月 (人日/月)	280 (5,768)	280 (5,768)	280 (5,768)
自立訓練（機能訓練）		0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)
自立訓練（生活訓練）		6 ( 78)	6 ( 78)	6 ( 78)
就 労 移 行 支 援		4 ( 70)	4 ( 70)	4 ( 70)
就労継続支援（A型）		16 ( 304)	16 ( 304)	16 ( 304)
就労継続支援（B型）		348 (6,246)	351 (6,318)	354 (6,372)
就 労 定 着 支 援		人/月	4	4
就 労 選 択 支 援	人/月	0	0	0
短 期 入 所 < ショートステイ >	人/月 (人日/月)	12 ( 42)	12 ( 42)	12 ( 42)

## &lt;見込量確保のための方策&gt;

就労継続支援（B型）については、利用者の増傾向が続いており、第7期等計画の期間中に新たなサービス提供事業者の参入や定員が拡充が見込まれます。

今後も事業者との連携を密にしながら、利用者への情報提供に努めます。

就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援等の障がいのある人に一般就労へ向けた訓練の機会や必要な相談援助等を提供するサービスについては、「第2節 令和8年度の数値目標等の設定について」の「4 福祉施設から一般就労への移行等」を踏まえて見込量を設定しています。

就労選択支援は、第7期等計画の期間中に創設される新たなサービスですが、現段階では室蘭市内でサービス提供を予定している事業者がないことから、利用見込は無しとしています。事業者と連携した提供体制の確保に努めます。

短期入所（ショートステイ）は、「第2節 令和8年度の数値目標等の設定について」の「3 地域生活支援の充実」でもあるように、保護者等の医療機関への入院等の高齢化を要因とした利用ニーズや、医療的ケアを必要とする人への対応のため、圏域内での事業所情報の共有や受け入れ体制の強化に努めます。

## 2 居住系サービス

### <各サービスの見込量>

サービス種別	単位	R6	R7	R8
共同生活援助 <グループホーム>	人/月	238	243	247
グループホーム 市内整備見込量	定員数(人)	148	156	161
自立訓練(宿泊型)		6	6	6
施設入所支援	人/月	149	146	143
自立生活援助		0	0	0

### <見込量確保のための方策>

共同生活援助(グループホーム)及びグループホーム市内整備見込量は「第2節 令和8年度の数値目標等の設定について」の「1 施設入所者の地域生活への移行」、「2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「3 地域生活支援の充実」及びアンケート調査の結果を踏まえて見込量を設定しています。

また、第6期等計画期間中に、新たなサービス提供事業者の参入や定員の拡充により、主に軽度から中等度の障がいのある人の受け入れ体制は強化されつつありますが、設備整備や人員配置上の課題から、重度の障がいのある人が入居可能な共同生活援助(グループホーム)は不足している状態です。今後も、事業者と連携した重度の障がいのある人の受け入れ体制の強化や生活環境の向上のための基盤整備を推進します。

施設入所支援は、「第2節 令和8年度の数値目標等の設定について」の「1 施設入所者の地域生活への移行」を踏まえて見込量を設定しています。

自立生活援助は、室蘭市内でサービス提供を予定している事業者がないことから、利用見込は無しとしています。地域での一人暮らしを望む障がいのある人にとって有益なサービスであるため、事業者と連携した提供体制の確保に努めます。



### 3 訪問系サービス

#### <各サービスの見込量>

サービス種別	単位	R6	R7	R8
居宅介護	人/月 (時間/月)	126 (2,039)	124 (2,015)	122 (1,991)
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
同行援護				

#### <見込量確保のための方策>

訪問系サービスは、核家族化や保護者の高齢化が進む中で、障がいのある人の在宅での生活を支える上で重要な役割を果たすことから、積極的な情報提供と必要なサービス量の確保に努めるとともに、給付の適正化についても推進していきます。

### 4 相談支援

#### <各サービスの見込量>

サービス種別	単位	R6	R7	R8
計画相談支援	実人	906	910	913
地域移行支援		4	4	4
地域定着支援		22	24	26

#### <見込量確保のための方策>

計画相談支援は、すべての対象者について、サービスの利用計画やモニタリングを実施できるように見込量を設定しています。

地域移行支援及び地域定着支援は、精神科病院の長期入院者の退院促進への支援として有効なサービスであるため、医療機関や提供事業者と連携して、その活用を促進します。

## 5 障害児通所支援

### <各サービスの見込量>

サービス種別	単位	R6	R7	R8
児童発達支援	人/月 (人日/月)	105 (622)	105 (622)	105 (622)
放課後等デイサービス		93 (1,178)	95 (1,203)	97 (1,229)
保育所等訪問支援		22 (27)	22 (27)	22 (27)
居宅訪問型児童発達支援		0 (0)	0 (0)	0 (0)

### <見込量確保のための方策>

「第2節 令和8年度の数値目標等の設定について」の「5 障害児支援の提供体制の整備等」のとおり、障がい児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を推進するため、事業所の新規進出等による受入体制の拡充や、医療的ケアを必要とする障がい児の数等を含めて総合的に勘案して推計しています。

## 6 障害児相談支援等

### <各サービスの見込量>

サービス種別	単位	R6	R7	R8
障害児相談支援	実人	220	222	224
医療的ケア児支援 コーディネーターの配置	実施の有無	有	有	有

### <見込量確保のための方策>

障害児相談支援は、すべての対象者について、サービスの利用計画やモニタリングを実施できるように見込量を設定しています。

医療的ケア児支援コーディネーターの配置については、検討を推進するとともに、本市が有する市内事業所の情報連携、サービス利用等の相談やコーディネート機能を活用することで調整を図っていきます。

## 7 地域生活支援事業

## &lt;各サービスの見込量&gt;

サービス種別	単位	R6	R7	R8
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所数	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実人	6	6	6
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳協力員派遣事業	実人	25	25	25
要約筆記協力員派遣事業	実人	30	30	30
手話通訳者設置事業	人	1	1	1
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件	3	3	3
自立生活支援用具		15	15	15
在宅療養等支援用具		11	11	11
情報・意思疎通支援用具		10	10	10
排泄管理支援用具		2,948	2,948	2,948
居宅生活動作補助用具(住宅改修)		3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	登録見込み者数	1	1	1
移動支援事業	実人(時間/年)	18(444)	18(444)	18(444)
地域活動支援センター事業	箇所(実人)	1(108)	1(108)	1(108)

サービス種別		単位	R6	R7	R8
日常生活支援					
	訪問入浴サービス事業	実人	3	3	3
	生活訓練等事業		8	8	8
	日中一時支援事業		18	18	18
社会参加支援					
点字・声の 発行の	声の広報むろらん	実人	14	14	14
	視覚障がい者情報誌		15	15	15
奉仕員養成 事業	点訳奉仕員	実人	8	8	8
	要約筆記奉仕員		0	0	0

### <見込量確保のための方策>

理解促進研修・啓発事業は、障がいのある人に対する市民の理解や認識を深めることや、共生社会の実現を目指すためにも、広報紙や講演会の開催等を通じた啓発活動の継続した実施に努めます。特に、発達障害などの目に見えない障害については、市民理解を進めることが重要であることから、理解促進・啓発を推進します。

相談支援事業は、障がいのある人やその家族が抱える様々な生活上の問題を解決していくためには、必要な時に身近な地域で、気軽に相談を受けられる体制づくりが必要となるため、今後も、関係機関との連携強化を図りながら、事業の継続に努めます。

成年後見制度利用支援事業は、高齢化や核家族化が進行する中で、意思決定の困難な障がいのある人の契約行為や金銭管理や権利擁護の必要性から、相談支援事業所や成年後見支援センターとの連携により、制度周知や活用の促進に努めます。

意思疎通支援事業及び点字・声の広報等発行は、障がいのある人への情報の保障・提供の重要性から、ボランティア団体と連携するとともに、点訳・要約筆記・手話奉仕員養成事業を継続して実施することにより、人材の育成・確保を図ります。

奉仕員養成研修事業（要約筆記）は、令和3年度より休講となっており、再開の目処が立っていないことから、利用見込は無しとしています。

## 第4節 計画の達成状況の点検及び評価

### 1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の数値目標に対する実績

#### 施設入所者の地域生活への移行

地域移行者数は、目標値を下回る見込みですが、この要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響による移動等の制限、地域移行を受け入れる施設の状況、生活環境の変化に対する利用者本人の意向、介護支援や家庭の事情による家族の意向、障害程度の問題等があげられます。

項目	第6期等（令和5年度末）		
	計画	見込	差
令和元年度末施設入所者数（A）	162人		－
【目標値】地域移行者数（B）	10人	4人	△6人
（B） / （A）	6.0%	2.5%	△3.5%
【目標値】減少数（C）	20人	10人	△10人
（C） / （A）	12.3%	6.2%	△6.1%

#### 福祉施設から一般就労への移行等

就労定着支援事業利用者数は目標値を下回る見込みですが、理由としては、一般就労の受け入れ先が限られていることや、就労継続事業所での就労訓練の長期化等、高等養護学校の一般就労率の向上が考えられます。

項目	第6期等（令和5年度末）		
	計画	見込	差
一般就労移行者数	17人	18人	1人
就労移行支援事業における一般就労移行者数	3人	2人	△1人
就労継続支援A型における一般就労移行者数	1人	1人	－
就労継続支援B型における一般就労移行者数	15人	15人	－
就労定着支援事業利用者	12人	4人	△8人
就労定着率が80%以上の事業所	1か所	1か所	－

## 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制の整備等については、目標を達成する見込みです。

計画	実績
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保	令和5年4月より、市内に事業所開設済み
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和5年3月に医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了済み

## 2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の障害福祉サービス等の見込量に対する実績

## 日中活動系サービス

サービス種別	単位	区分	第6期等		
			R3	R4	R5 (見込)
療 養 介 護	人/月	計画	15	15	15
		実績	15	17	18
生 活 介 護	人/月 (人日/月)	計画	281 (5,789)	281 (5,789)	281 (5,789)
		実績	282 (5,755)	282 (5,647)	277 (5,706)
自立訓練（機能訓練）	人/月 (人日/月)	計画	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)
自立訓練（生活訓練）	人/月 (人日/月)	計画	6 (92)	6 (92)	2 (31)
		実績	5 (83)	6 (98)	3 (39)
就 労 移 行 支 援	人/月 (人日/月)	計画	4 (68)	3 (51)	3 (51)
		実績	4 (68)	3 (50)	4 (70)
就労継続支援（A型）	人/月 (人日/月)	計画	21 (404)	21 (404)	21 (404)
		実績	16 (298)	15 (290)	15 (295)
就労継続支援（B型）	人/月 (人日/月)	計画	356 (6,408)	359 (6,462)	365 (6,570)
		実績	319 (5,755)	340 (5,880)	345 (6,126)
就 労 定 着 支 援	人/月	計画	3	8	12
		実績	3	5	6
短期入所（福祉型） <ショートステイ>	人/月 (人日/月)	計画	10 (48)	10 (48)	10 (48)
		実績	8 (39)	8 (39)	12 (42)

生活介護は、概ね計画通り推移している一方で、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）は計画を下回っており、高等養護学校の一般就労率の上昇や事業所の減などの要因が考えられます。

療養介護については、施設の空き状況や医療的ケアの提供可否等の関係で、計画を上回っています。

## 居住系サービス

サービス種別	単位	区分	第6期等		
			R3	R4	R5 (見込)
共同生活援助 ＜グループホーム＞	人/月	計画	207	209	216
		実績	209	214	227
グループホーム 市内整備見込量	定員数(人)	計画	99	99	104
		実績	98	106	128
自立訓練(宿泊型)	人/月	計画	7	6	2
		実績	7	9	6
施設入所支援	人/月	計画	153	147	142
		実績	161	155	152
自立生活援助	人/月	計画	0	2	2
	人/月	実績	0	0	0

「第4節 計画の達成状況の点検及び評価」の「第6期障害福祉計画の数値目標に対する実績」における「1 施設入所者の地域生活への移行」のとおり、施設入所支援については、施設からの地域移行者が見込みよりも減となっていること等から、計画を下回っています。

共同生活援助（グループホーム）については、第6期等計画の期間中から新たなサービス提供事業者の参入や定員の拡充により、利用者数、整備見込量ともに計画を上回っています。

自立生活援助については第6期等計画の期間中に提供事業所がありませんでした。



## 訪問系サービス

サービス種別	単位	区分	第6期等		
			R3	R4	R5 (見込)
居宅介護	人/月 (時間/月)	計画	133 (2,379)	132 (2,356)	131 (2,333)
重度訪問介護					
行動援護		実績	144 (2,281)	138 (2,109)	127 (1,921)
重度障害者等 包括支援					
同行援護					

訪問系サービスについては、高齢化による介護保険制度への移行、給付の適正化等により利用人数・時間ともに実績は計画を下回る見込みです。

## 相談支援

サービス種別	単位	区分	第6期等		
			R3	R4	R5 (見込)
計画相談支援	実人	計画	901	905	910
		実績	904	892	894
地域移行支援	実人	計画	2	2	2
		実績	4	4	4
地域定着支援	実人	計画	13	15	17
		実績	14	18	20

相談支援の各サービスについては、ほぼ計画どおりに推移しています。

## 障害児通所支援

サービス種別	単位	区分	第6期等		
			R3	R4	R5 (見込)
児童発達支援	人/月 (人日/月)	計画	106 (559)	106 (559)	106 (559)
		実績	88 (347)	97 (491)	96 (549)
放課後等 デイサービス	人/月 (人日/月)	計画	78 (897)	80 (920)	81 (932)
		実績	86 (930)	85 (921)	90 (1,140)
保育所等訪問支援	人/月 (人日/月)	計画	15 (23)	15 (23)	15 (23)
		実績	24 (36)	24 (33)	18 (22)
居宅訪問型 児童発達支援	人/月 (人日/月)	計画	1 (3)	1 (3)	1 (3)
		実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)

児童発達支援については、新型コロナウイルス感染予防のため一部事業所がサービス提供を中止していた期間があることの影響を受け、利用人数が計画を下回りました。

しかし、放課後等デイサービスについては、第6期等計画の期間中に市内及び近隣市での新規事業所の開設が続き、受け入れ体制が強化されたことから、利用人数・日数ともに計画を大幅に上回っています。

保育所等訪問支援については、近隣市での新規事業所の開設により、受け入れ体制が強化されたことから、利用人数が計画を上回る見込みです。

居宅訪問型児童発達支援については第6期等計画の期間中に提供事業所がありませんでした。

## 障害児相談支援

サービス種別	単位	区分	第6期等		
			R3	R4	R5 (見込)
障害児相談支援	実人	計画	199	201	202
		実績	198	206	204
医療的ケア児支援 コーディネーターの配置	実施の有無	計画	無	無	有
		実績	無	有	有

障害児通所支援の利用が計画を上回ったことにより、障害児相談支援についても同様に計画を上回っています。

地域生活支援事業

サービス種別	単位	区分	第6期等		
			R3	R4	R5 (見込)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
相 談 支 援 事 業					
障害者相談支援事業	箇所数	計画	2	2	2
		実績	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実人	計画	6	6	7
		実績	6	3	6
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
意 思 疎 通 支 援 事 業					
手話通訳協力員派遣事業	実人	計画	32	32	32
		実績	22	24	25
要約筆記協力員派遣事業	実人	計画	31	31	31
		実績	19	23	30
手話通訳者設置事業	人	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
日 常 生 活 用 具 給 付 等 事 業					
介護・訓練支援用具	件	計画	4	4	4
		実績	4	2	3
自立生活支援用具		計画	24	24	24
		実績	14	18	15
在宅療養等支援用具		計画	12	12	12
		実績	15	9	11
情報・意思疎通支援用具		計画	21	21	21
		実績	6	10	10
排泄管理支援用具		計画	2,823	2,885	2,947
		実績	3,114	2,922	2,948
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	計画	1	1	1	
	実績	3	2	3	

サービス種別	単位	区分	第6期等		
			R3	R4	R5 (見込)
手話奉仕員養成研修事業	登録 見込者数	計画	1	1	1
		実績	0	1	2
移動支援事業	実人 (時間/年)	計画	22 (807)	22 (807)	22 (807)
		実績	19 (408)	21 (451)	18 (444)
地域活動支援センター事業	箇所 (実人)	計画	1 (127)	1 (127)	1 (127)
		実績	1 (107)	1 (113)	1 (108)
日常生活支援					
訪問入浴サービス事業	実人	計画	3	3	3
		実績	5	3	3
生活訓練等事業	実人	計画	8	8	8
		実績	8	8	8
日中一時支援事業	実人	計画	29	29	29
		実績	18	14	18
社会参加支援					
点字・声の広報等発行	声の広報むろらん	計画	16	16	16
		実績	15	14	14
	視覚障がい者情報誌	計画	18	18	18
		実績	15	15	15
奉仕員養成事業	点訳奉仕員	計画	7	7	7
		実績	11	5	8
	要約筆記奉仕員	計画	11	11	11
		実績	0	0	0

奉仕員養成事業（要約筆記）については、令和3年度より休講となっていることから、利用者無しとなっています。

意思疎通支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが中止になったことから、計画を下回っています。

